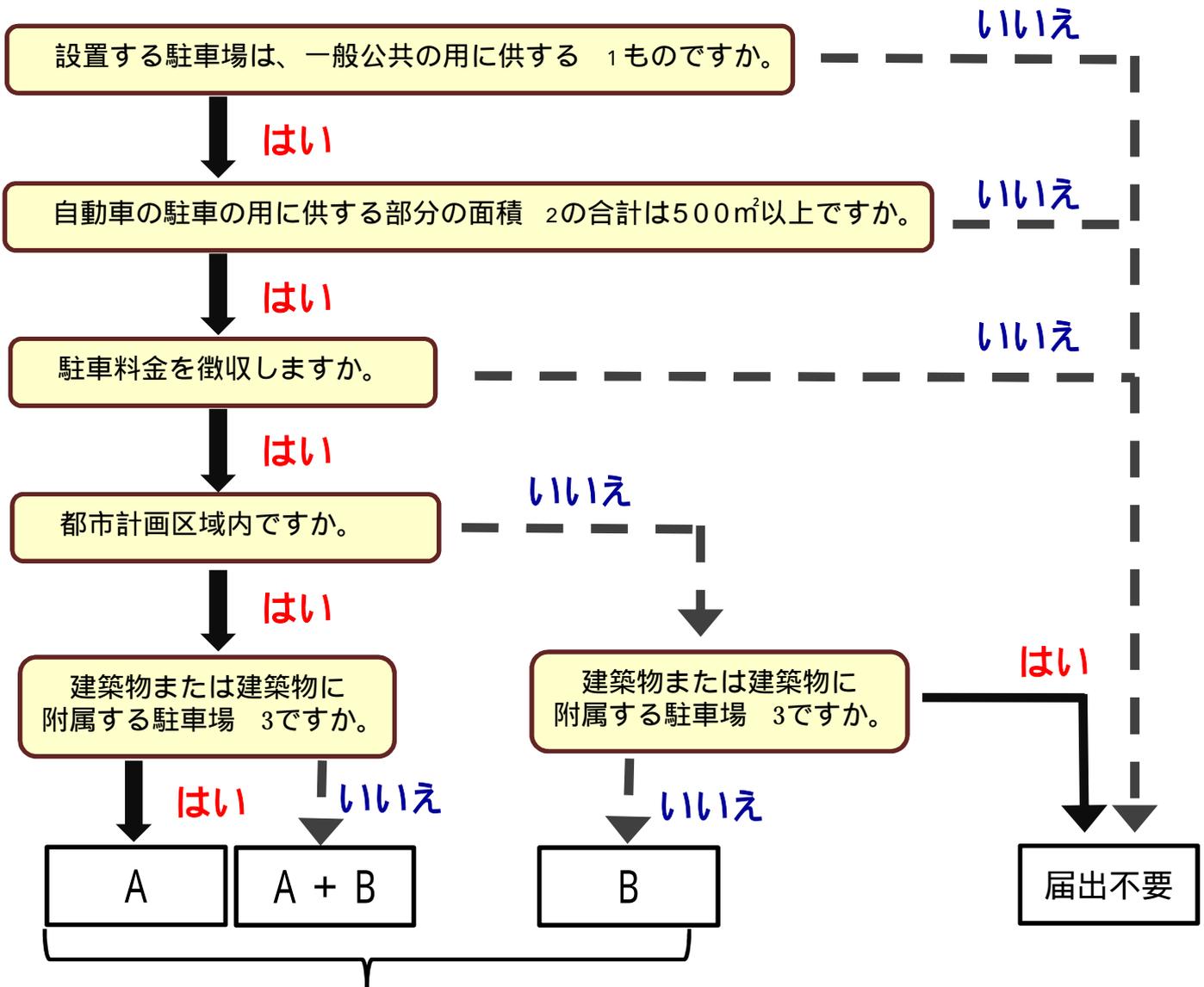


# 届出の対象となる駐車場判定フロー



A・・・**路外駐車場設置**の届出が必要（駐車場法）

B・・・**特定路外駐車場設置**の届出が必要（バリアフリー新法）

- 1 不特定多数の者が自由に利用できる駐車場  
（月極め駐車場など専用的に使われるものは除く）  
（ショッピングセンターや病院等の駐車場で専用駐車場と明示することに加え、駐車場の入口で管理人等が一般の利用を排除するなど厳密に専用駐車場となっている場合は該当しない。）
- 2 自動車を駐車する部分（駐車マス）の面積の合計。車路や管理室等の面積は含まない。  
（駐車マスを固定した月極駐車場と不特定多数の者が自由に利用できる駐車マスがある場合、不特定多数が利用できる駐車マスで500㎡以上のときに届出が必要。）
- 3 ショッピングセンターや病院等の施設に附属されている駐車場  
（**特定路外駐車場**は建築物である駐車場や建築物の特定施設としてその建築物の建築敷地に設けられる駐車場**以外**の平面駐車場のみが該当。）